

第 6 章 原子力災害中長期対策

第 1 節 基本方針

本章は、原災法第 15 条第 4 項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第 2 節 緊急事態解除宣言後の対応

〔実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、消防保安課、秘書課、広報課、保健医療福祉課、社会福祉課、健康増進課、生活衛生課、薬務課、商工政策課、PR 観光課、国際交流課、雇用労政課、北薩地域振興局、鹿児島地域振興局、環境放射線監視センター、環境保健センター〕

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国現地本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第 3 節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

〔実施責任：原子力安全対策課〕

1 汚染が著しい区域の避難等の市町への助言

(1) 避難区域設定等の助言

県は、原子力災害事後対策実施区域において放射性物質の汚染が著しく、避難のための立退き又は屋内退避の必要があると認めるときは、市町に対し同措置の実施を助言するものとする。

(2) 警戒区域設定等の市町への助言

県は、原子力災害事後対策実施区域において放射性物質の汚染が著しく、警戒区域等を設定して当該区域への立入りの制限や禁止、当該区域からの退去の必要があると認めるときは、市町に対し同措置の実施を助言するものとする。

2 警戒区域設定に伴う市町への支援

県は、市町が国と連携して原子力災害事後対策実施区域において警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画の策定を支援するものとする。

3 市町からの報告

県は、市町が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、保健医療福祉課、廃棄物・リサイクル対策課、環境保全課、市町、九州電力、その他の関係機関]

県は、国、市町、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置等の解除

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、森林経営課、かごしま材振興課、生活衛生課、水産振興課、農政課、農産園芸課、畜産振興課、家畜防疫対策課、県警察]

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入り制限、飲食物の出荷制限及び摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するとともに、解除実施状況を確認するものとする。

また、県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

〔実施責任：原子力安全対策課、環境放射線監視センター、広報課〕

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係省庁及び九州電力等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

〔実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、消防保安課、森林経営課、かごしま材振興課、水産振興課、農政課、農産園芸課、畜産振興課、家畜防疫対策課、各地域振興局〕

1 災害地域住民の記録

県は、市町が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。

2 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林畜水産業等の受けた影響について調査するものとする。

3 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

〔実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、消防保安課、税務課、環境林務課、廃棄物・リサイクル対策課、保健医療福祉課、社会福祉課、健康増進課、障害福祉課、生活衛生課、薬務課、子ども福祉課、高齢者生き生き推進課、農業経済課、農産園芸課、商工政策課、中小企業支援課、雇用労政課、建築課、財政課、県警察、市町村〕

1 生活再建等への支援

県は、国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

2 相談窓口等の設置等によるサービスの提供

県は、国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3 支援の機動的・弾力的推進

県は、市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

〔実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、森林経営課、かごしま材振興課、保健医療福祉課、生活衛生課、商工政策課、産業立地課、水産振興課、PR観光課、農政課、農産園芸課、畜産振興課、家畜防疫対策課〕

県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく適切な流通等が確保されるよう、必要に応じて以下のような活動を行うものとする。

1 放射能汚染状況等の公表等

- (1) 農林畜水産業、地場産業の産品等について、県等が実施した放射能汚染状況の調査結果を公表するとともに、必要な場合には、証明書の発行等の対応を実施する。
- (2) 医療機関について、被ばく患者の処置を行った処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を県民に対し公表する。

2 地域経済への影響の把握

緊急事態応急対策実施区域あるいは県内における農林畜水産業、商工業、観光産業等地域経済への影響を把握する。

3 適正な流通の促進

- (1) 県産品等に対する市場や消費者の動向を把握する。
- (2) 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林畜水産業、地場産業の産品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

4 風評被害の対応体制の整備

風評被害の影響は、長期間に及ぶ可能性があるため、継続的に対応が可能となる体制を整備する。

第10節 被災中小企業等に対する支援

〔実施責任：中小企業支援課〕

県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付を行うとともに、県中小企業融資制度等により、設備資金、運転資金の融資等による支援を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第11節 心身の健康相談体制の整備

〔実施責任：地域振興局、支庁〕

県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び市町村とともに、原子力発電所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第12節 物価の監視

〔実施責任：消費者行政推進室〕

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除

〔実施責任：監理課、県警察〕

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。